一　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	新潟検査事務所	新潟県新潟市学校町通二番町五千二百九十三番地	新潟県新潟市中央区学校町通二番町五千二百九十三番地	平成十九年四月一日
	岐阜検査事務所	岐阜県岐阜市美園町四丁目七番地	岐阜県岐阜市金町四丁目三十番地	平成十八年二月二十日
	岡山検査事務所	岡山県岡山市柳町一丁目五番五号	岡山県岡山市北区柳町一丁目五番五号	平成二十一年四月一日
	長崎検査事務所	長崎県長崎市中町五番十八号	長崎県長崎市中町四番二十三号	平成十七年九月二十三日

二　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
株式会社損害保険ジャパン	静岡ボイラ検査事務所	静岡県静岡市呉服町一丁目一番二号	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目一番二号	平成十七年四月一日
社団法人日本ボイラ協会	新潟検査事務所	新潟県新潟市学校町通二番町五千二百九十三番地	新潟県新潟市中央区学校町通二番町五千二百九十三番地	平成十九年四月一日
	岐阜検査事務所	岐阜県岐阜市美園町四丁目七番地	岐阜県岐阜市金町四丁目三十番地	平成十八年二月二十日
	岡山検査事務所	岡山県岡山市柳町一丁目五番五号	岡山県岡山市北区柳町一丁目五番五号	平成二十一年四月一日
	長崎検査事務所	長崎県長崎市中町五番十八号	長崎県長崎市中町四番二十三号	平成十七年九月二十三日

三　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
シマブンエンジニアリング株式会社	関東事務所	東京都中央区京橋一丁目十四番六号	東京都中央区日本橋三丁目一番十五号	平成二十一年一月一日
社団法人日本クレーン協会	道南検査事務所	北海道室蘭市東町三丁目十九番六号	北海道室蘭市中島町二丁目二十九番二十号	平成二十一年四月一日
	道東検査事務所	北海道釧路市駒場町十二番三百二十六号	北海道釧路市錦町五丁目三番地	

四　労働安全衛生法第四十四条第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のものに係る登録個別検定機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人産業安全技術協会	本部	埼玉県狭山市大字上広瀬字東中原八百三十七番地一	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	平成二十年十一月一日

五　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	新潟検査事務所	新潟県新潟市学校町通二番町五千二百九十三番地	新潟県新潟市中央区学校町通二番町五千二百九十三番地	平成十九年四月一日
	岐阜検査事務所	岐阜県岐阜市美園町四丁目七番地	岐阜県岐阜市金町四丁目三十番地	平成十八年二月二十日
	岡山検査事務所	岡山県岡山市柳町一丁目五番五号	岡山県岡山市北区柳町一丁目五番五号	平成二十一年四月一日
	長崎検査事務所	長崎県長崎市中町五番十八号	長崎県長崎市中町四番二十三号	平成十七年九月二十三日

六　労働安全衛生法第四十四条の二第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの、プレス機械又はシャーの安全装置、防爆構造電気機械器具、防じんマスク、防毒マスク、木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの、動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具及び保護帽に係る登録型式検定機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人産業安全技術協会	本部	埼玉県狭山市大字上広瀬字東中原八百三十七番地一	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	平成二十年十一月一日

○厚生労働省告示第四百十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三及び第五十四条の二において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第五十三条の三及び第五十四条の二において準用する同法第四十六条第四項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一及び第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月八日

厚生労働大臣　舛添　要一